

公表用

令和 2 年 8 月

狛江市議会第 3 回定例会提出議案

提 出 議 案

3

- 1 報告第5号 令和2年度狛江市一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについて -3-
- 2 議案第39号 令和2年度狛江市一般会計補正予算（第5号） -5-
- 3 議案第40号 令和2年度狛江市国民健康保険特別会計補正予算（第2号） -7-
- 4 議案第41号 令和2年度狛江市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） -9-
- 5 議案第42号 令和2年度狛江市介護保険特別会計補正予算（第1号） -11-
- 6 議案第43号 狛江市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 -13-
- 7 議案第44号 狛江市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 -19-
- 8 議案第45号 狛江市都市計画事業基金条例 -21-
- 9 議案第46号 狛江市税条例の一部を改正する条例 -23-
- 10 議案第47号 狛江市都市計画税条例の一部を改正する条例 -29-
- 11 議案第48号 狛江市立児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 -31-
- 12 同意第14号 狛江市名誉市民の決定につき同意を求めることについて -33-
- 13 同意第15号 狛江市名誉市民の決定につき同意を求めることについて -35-
- 14 同意第16号 狛江市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて -37-
- 15 認定第1号 平成31年度狛江市一般会計決算の認定について -39-
- 16 認定第2号 平成31年度狛江市国民健康保険特別会計決算の認定について -41-

17	認定第3号	平成31年度狛江市後期高齢者医療特別会計決算の認定について	-43-
18	認定第4号	平成31年度狛江市介護保険特別会計決算の認定について	-45-
19	認定第5号	平成31年度狛江市公共下水道特別会計決算の認定について	-47-
20	認定第6号	平成31年度狛江市駐車場事業特別会計決算の認定について	-49-

報告第 5 号

令和 2 年度狛江市一般会計補正予算（第 4 号）の専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第 1 項の規定により，令和 2 年 7 月 14 日に次のとおり専決処分したので，同条第 3 項の規定により，これを報告し，承認を求める。

令和 2 年 8 月 31 日

報告者 狛江市長 松原 俊雄

専 決 処 分 書

特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めためたので，地方自治法第179条第 1 項の規定により，令和 2 年度狛江市一般会計補正予算（第 4 号）を別紙のとおり専決処分する。

令和 2 年 7 月 14 日

報告第5号別紙

令和2年度

狛江市一般会計補正予算(第4号)

令和２年度狛江市一般会計補正予算（第４号）

令和２年度狛江市の一般会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２２９，６４７千円を追加し，歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３９，３４０，５５０千円とする。
- ２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は，「第一表 歳入歳出予算補正」による。

令和 ２ 年 ７ 月 １ ４ 日 専決

狛江市長
松原俊雄

第一表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額(千円)	補正額(千円)	計
15. 国庫支出金		13,981,402	405,249	14,386,651
	2. 国庫補助金	9,470,556	405,249	9,875,805
19. 繰入金		625,927	△175,602	450,325
	1. 繰入金	625,927	△175,602	450,325
歳入	合 計	39,110,903	229,647	39,340,550

歳 出

款	項	補正前の額(千円)	補正額(千円)	計
3. 民生費		16,096,846	156,070	16,252,916
	1. 社会福祉費	5,825,410	109,904	5,935,314
7. 商工費		7,908,055	46,166	7,954,221
	1. 商工費	256,606	70,510	327,116
10. 教育費		256,606	70,510	327,116
	5. 社会教育費	4,233,873	3,067	4,236,940
歳出	合 計	626,738	3,067	629,805
		39,110,903	229,647	39,340,550

狛江市一般会計補正予算(第4号)

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金	13,981,402	405,249	14,386,651
19. 繰入金	625,927	△175,602	450,325
歳入合計	39,110,903	229,647	39,340,550

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定		その他		
				国支金	都支金	地方債	その他	一般財源
3. 民生費	16,096,846	156,070	16,252,916	156,070	0	0	0	0
7. 商工費	256,606	70,510	327,116	70,510	0	0	0	0
10. 教育費	4,233,873	3,067	4,236,940	0	0	0	0	3,067
歳出合計	39,110,903	229,647	39,340,550	226,580	0	0	0	3,067

2. 歳入

(款) 15. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説 明
				区分	金額 千円	
1. 総務費 国庫補助金	8,725,254	405,249	9,130,503	1. 総務管理費 補助金	405,249	5. 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 千円
計	9,470,556	405,249	9,875,805			

(款) 19. 繰入金

(項) 1. 繰入金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説 明
				区分	金額 千円	
1. 基金繰入金	625,925	△175,602	450,323	1. 財政調整 基金繰入金	△175,602	1. 基金繰入金 千円
計	625,927	△175,602	450,325			

(款) 19. 繰入金

											18. 負担金, 補助及び交付金	45,600	封筒・案内チラシ 役務費 通信運搬費 郵送料 委託料 封入・封かん委託 負担金, 補助及び交付金 ひとり親世帯緊急対策応援 給付金 高校生世帯緊急対策応援 付金	226 (226) 16 45,600 6,600 39,000	
計		7,908,055	46,166	7,954,221	46,166										

(款) 7. 商工費
(項) 1. 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳						節区分	金額	説明
				財源								
				特出金	都支出金	地方債	その他	一般財源	額			
2. 商工業 振興費	千円 193,960	千円 70,510	千円 264,470	千円 70,510	千円 37,510	千円	千円	千円	千円 70,510	千円	7. プレミアム付商品券事業 37,510 〔地域活性化課〕 負担金, 補助及び交付金 37,510 プレミアム付商品券事業 助金 9. 3密対策事業者支援給付金事 業 33,000 〔地域活性化課〕 負担金, 補助及び交付金 33,000 3密対策事業者支援給付金	
計	256,606	70,510	327,116	70,510								

(款) 10. 教育費
(項) 5. 社会教育費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳					節		説明
				財源					区分	金額 千円	
				国支出金 千円	都支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	一般財源 千円			
1. 社会教育 総務費	245,161	3,067	248,228					3,067			10. 文化財保護関係費 [社会教育課] 委託料 文化財説明板設置等委託 220 屋形船移設委託 2,847
計	626,738	3,067	629,805					3,067			

1 一般職

(1) 総括 ()内は、再任用職員 別掲 【】内は、会計年度任用職員 別掲

(単位：千円)

区分	職員数(人)	給与				合計
		報酬	給料	職員手当	計	
補正後	(12) 【475】 436	635,041	1,656,526	1,428,524	3,720,091	4,316,136
補正前	(12) 【474】 436	634,803	1,656,526	1,428,524	3,719,853	4,315,898
比較	(0) 【1】 0	238	0	0	238	238

(職員手当の内訳)

(単位：千円)

区分	地域手当	扶養手当	管理職手当	住居手当	超過勤務手当	期末勤勉手当	特別勤務手当	通勤手当	児童手当	会計年度任用職員期末手当	備考
補正後	280,887	33,396	55,815	8,460	102,867	789,807	207	37,637	25,965	93,483	
補正前	280,887	33,396	55,815	8,460	102,867	789,807	207	37,637	25,965	93,483	
比較	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(2) 報酬、給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
報酬	238	その他の増加分	238	238
給料	0	給与改定に伴う増減分 その他の増減分	0 0	0
職員手当	0	給与改定に伴う増減分 制度改正に伴う増減分 その他の増減分	0 0 0	0

議案第 39 号

令和 2 年度狛江市一般会計補正予算（第 5 号）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 2 年 8 月 31 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

一般会計予算を補正する必要があるため。

議案第39号別紙

令和2年度

狛江市一般会計補正予算(第5号)

令和２年度狛江市一般会計補正予算（第５号）

令和２年度狛江市の一般会計補正予算（第５号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ９１９，０８２千円を追加し，歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４０，２５９，６３２千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は，「第一表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第２条 債務負担行為の補正は，「第二表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第３条 地方債の変更は，「第三表 地方債補正」による。

令和２年８月３１日提出

狛江市長
松原俊雄

第一表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額(千円)	補正額(千円)	計
10. 地方特例交付金		82,315	6,721	89,036
	1. 地方特例交付金	82,315	6,721	89,036
11. 地方交付税		1,509,000	103,054	1,612,054
	1. 地方交付税	1,509,000	103,054	1,612,054
15. 国庫支出金		14,386,651	82,203	14,468,854
	2. 国庫補助金	9,875,805	82,203	9,958,008
		5,167,780	46,026	5,213,806
16. 都支支出金		3,248,383	46,026	3,294,409
	2. 都補助金	450,325	19,493	469,818
		450,325	19,493	469,818
19. 繰入金		100,000	805,585	905,585
	1. 繰入金	100,000	805,585	905,585
20. 繰越金		100,000	805,585	905,585
	1. 繰越金	100,000	805,585	905,585
22. 市債		1,447,100	△144,000	1,303,100
	1. 市債	1,447,100	△144,000	1,303,100
歳入	合計	39,340,550	919,082	40,259,632

歳出

款	項	補正前の額(千円)	補正額(千円)	計(千円)
1. 議	会費	315,566	△5,603	309,963
	費	315,566	△5,603	309,963
2. 総務	管理費	11,276,416	388,294	11,664,710
	税費	10,520,397	368,096	10,888,493
	基本台帳費	361,825	14,678	376,503
	費	251,737	5,520	257,257
3. 民生	費	16,252,916	80,624	16,333,540
	費	5,935,314	23,008	5,958,322
4. 衛生	費	7,954,221	57,616	8,011,837
	費	2,103,630	65,288	2,168,918
8. 土木	費	907,603	15,288	922,891
	費	1,196,027	50,000	1,246,027
9. 消防	費	1,879,062	95,123	1,974,185
	費	10,098	45,123	55,221
10. 教育	費	1,185,544	50,000	1,235,544
	費	1,162,760	967	1,163,727
12. 諸歳	費	1,162,760	967	1,163,727
	費	4,236,940	54,610	4,291,550
12. 諸歳	費	888,867	3,478	892,345
	費	1,198,462	25,107	1,223,569
	費	861,684	13,873	875,557
	費	488,465	2,927	491,392
	費	629,805	8,225	638,030
	費	169,657	1,000	170,657
12. 諸歳	費	431	239,779	240,210
	費	431	239,779	240,210
合計		39,340,550	919,082	40,259,632

第二表 債務負担行為補正

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
和 泉 児 童 館 指 定 管 理 業 務			令和3年度から 令和7年度まで	377,000千円

第三表 地方債補正

補			正			補			正			後		
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
子育て・教育支援 複合施設整備事業債	千円 72,800	借り入れの時から 据置期間を含め、2.5 年以内の償還とする。 ただし、財政その他 の都合により、据置期 間及び償還年限を短縮 し、若しくは繰上償還 又は低利に借り換える ことができる。 その他については、 債権者との協定に基づ く条件とする。	4.0% 以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	証書借入	子育て・教育支援 複合施設整備事業債	千円 72,800	証書借入	4.0% 以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	借り入れの時から 据置期間を含め、2.5 年以内の償還とする。 ただし、財政その他 の都合により、据置期 間及び償還年限を短縮 し、若しくは繰上償還 又は低利に借り換える ことができる。 その他については、 債権者との協定に基づ く条件とする。	子育て・教育支援 複合施設整備事業債	千円 72,800	証書借入	4.0% 以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	借り入れの時から 据置期間を含め、2.5 年以内の償還とする。 ただし、財政その他 の都合により、据置期 間及び償還年限を短縮 し、若しくは繰上償還 又は低利に借り換える ことができる。 その他については、 債権者との協定に基づ く条件とする。
市道整備事業債	114,300				市道整備事業債	114,300								
都市計画公園整備事業債	48,200	証書借入	利率見直し 方式で借り 入れる資金	ただし、財政その他 の都合により、据置期 間及び償還年限を短縮 し、若しくは繰上償還 又は低利に借り換える ことができる。 その他については、 債権者との協定に基づ く条件とする。	都市計画公園整備事業債	48,200	証書借入	利率見直し 方式で借り 入れる資金	ただし、財政その他 の都合により、据置期 間及び償還年限を短縮 し、若しくは繰上償還 又は低利に借り換える ことができる。 その他については、 債権者との協定に基づ く条件とする。	都市計画公園整備事業債	48,200	証書借入	利率見直し 方式で借り 入れる資金	ただし、財政その他 の都合により、据置期 間及び償還年限を短縮 し、若しくは繰上償還 又は低利に借り換える ことができる。 その他については、 債権者との協定に基づ く条件とする。
第一小学校整備事業債	121,900				第一小学校整備事業債	121,900								
第三中学校整備事業債	43,800	証書発行	利率見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	若しくは繰上償還 又は低利に借り換える ことができる。 その他については、 債権者との協定に基づ く条件とする。	第三中学校整備事業債	43,800	証書発行	利率見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	若しくは繰上償還 又は低利に借り換える ことができる。 その他については、 債権者との協定に基づ く条件とする。	第三中学校整備事業債	43,800	証券発行	利率見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	若しくは繰上償還 又は低利に借り換える ことができる。 その他については、 債権者との協定に基づ く条件とする。
学校屋内運動場空調設備 整備事業債	126,300				学校屋内運動場空調設備 整備事業債	126,300								
学校教育施設情報 通信基盤整備事業債	75,800	証書発行	利率見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	若しくは繰上償還 又は低利に借り換える ことができる。 その他については、 債権者との協定に基づ く条件とする。	学校教育施設情報 通信基盤整備事業債	75,800	証券発行	利率見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	若しくは繰上償還 又は低利に借り換える ことができる。 その他については、 債権者との協定に基づ く条件とする。	学校教育施設情報 通信基盤整備事業債	75,800	証券発行	利率見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	若しくは繰上償還 又は低利に借り換える ことができる。 その他については、 債権者との協定に基づ く条件とする。
臨時財政対策債	844,000				臨時財政対策債	700,000								
計	1,447,100				計	1,303,100				計	1,303,100			

狛江市一般会計補正予算(第5号)

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
10. 地方特例交付金	千円 82,315	千円 6,721	千円 89,036
11. 地方交付税	1,509,000	103,054	1,612,054
15. 国庫支出金	14,386,651	82,203	14,468,854
16. 都支支出金	5,167,780	46,026	5,213,806
19. 繰入金	450,325	19,493	469,818
20. 繰越金	100,000	805,585	905,585
22. 市債	1,447,100	△144,000	1,303,100
歳入合計	39,340,550	919,082	40,259,632

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源				内訳
				国支出金	都支出金	地方債	その他	
1. 議会費	千円 315,566	千円 △5,603	千円 309,963	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 △5,603
2. 総務費	11,276,416	388,294	11,664,710	15,316	0	0	0	372,978
3. 民生費	16,252,916	80,624	16,333,540	27,631	24,705	0	0	28,288
4. 衛生費	2,103,630	65,288	2,168,918	0	0	0	0	65,288
8. 土木費	1,879,062	95,123	1,974,185	0	5,000	0	0	90,123
9. 消防費	1,162,760	967	1,163,727	967	0	0	0	0
10. 教育費	4,236,940	54,610	4,291,550	38,289	16,321	0	0	0
12. 諸支出金	431	239,779	240,210	0	0	0	0	239,779
歳出合計	39,340,550	919,082	40,259,632	82,203	46,026	0	0	790,853

2. 歳入

(款) 10. 地方特例交付金

(項) 1. 地方特例交付金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説 明
				区分	金額 千円	
1. 地方特例交付金	82,315	6,721	89,036	1. 地方特例交付金	6,721	1. 減収補てん特例交付金 2. 自動車税減収補てん特例交付金 3. 軽自動車税減収補てん特例交付金
計	82,315	6,721	89,036			

(款) 11. 地方交付税

(項) 1. 地方交付税

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説 明
				区分	金額 千円	
1. 地方交付税	1,509,000	103,054	1,612,054	1. 地方交付税	103,054	1. 普通交付税
計	1,509,000	103,054	1,612,054			

(款) 15. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説 明
				区分	金額 千円	
1. 総務費国庫補助金	9,130,503	50,197	9,180,700	1. 総務管理補助金	50,197	2. 社会保障・税番号制度システム整備費補助金 5. 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
2. 民生費国庫補助金	419,618	14,172	433,790	4. 児童福祉補助金	14,172	3. 子ども・子育て支援交付金 4. 保育対策総合支援事業費補助金
5. 教育費国庫補助金	286,909	17,834	304,743	1. 学校教育補助金	17,834	9. 学校保健特別対策事業費補助金
計	9,875,805	82,203	9,958,008			

(款) 15. 国庫支出金

(款) 16. 都支出金
(項) 2. 都補助金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区分	金額 千円	
2. 民生費都補助金	1,485,230	24,705	1,509,935	6. 児童福祉補助金	24,705	26. 新型コロナウイルス感染症による保育施設等の臨時休園等に対する支援事業補助金 7,205 27. 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金 17,500
3. 衛生費都補助金	63,825	5,000	68,825	1. 保健衛生補助金	5,000	9. 暑熱対応設備整備費補助金
7. 教育費都補助金	200,201	16,321	216,522	1. 教育総務費補助金	13,394	16. 区市町村立学校における新型コロナウイルス感染症対策支援事業補助金
				2. 幼児教育費補助金	2,927	3. 私立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金
計	3,248,383	46,026	3,294,409			

(款) 19. 繰入金
(項) 1. 繰入金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区分	金額 千円	
2. 特別会計繰入金	2	19,493	19,495	1. 後期高齢者医療特別会計繰入金	19,014	1. 特別会計繰入金
				2. 介護保険特別会計繰入金	479	1. 特別会計繰入金
計	450,325	19,493	469,818			

(款) 20. 繰越金
(項) 1. 繰越金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区分	金額 千円	
1. 繰越金	100,000	805,585	905,585	1. 繰越金	805,585	1. 前年度繰越金
計	100,000	805,585	905,585			

(款) 22. 市債
(項) 1. 市債

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説	明
				区	分		
4. 臨時財政対策債	844,000	△144,000	700,000	1. 臨時財政対策債	千円 △144,000	1. 臨時財政対策債	千円
計	1,447,100	△144,000	1,303,100				

3. 歳出

(款) 1. 議会費

(項) 1. 議会費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳						節		説明
				特定財源			一般財源			区分	金額 千円	
				国支出金 千円	都支出金 千円	地方債 千円	その他の 千円	一般財源 千円				
1. 議会費	315,566	△5,603	309,963					△5,603	△5,603	1. 報酬	△4,263	2. 議会関係費 △5,603 〔議会事務局〕 報酬 △4,263 常任, 議会運営, 特別委員 長報酬 △993 議員報酬 △3,270 職員手当等 △1,340
										3. 職員手当等	△1,340	
計	315,566	△5,603	309,963					△5,603				

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳						節		説明
				特定財源			一般財源			区分	金額 千円	
				国支出金 千円	都支出金 千円	地方債 千円	その他の 千円	一般財源 千円				
6. 財産管理費	4,155	200,000	204,155					200,000	200,000	24. 積立金	200,000	2. 公共施設整備基金費 100,000 〔財政課〕 積立金 公共施設整備基金積立金 100,000
7. 企画費	147,374	2,000	149,374					100,000				3. 公共施設修繕基金費 100,000 〔財政課〕 積立金 公共施設修繕基金積立金 100,000
								2,000				3. 市制施行50周年記念関係費 2,000 〔地域活性化課〕 委託料 2,000
										12. 委託料	2,000	

																				市制施行50周年記念事業 「(仮称)市民音楽祭」実 施委託
8. 計算事務費	264,475	6,319	270,794	6,319											6,319				1. 計算事務費 6,319 〔総務課〕 備品購入費 事務用備品 6,319	
11. 諸費	8,516,672	159,777	8,676,449												159,777				1. 一般事務費 159,777 〔福祉政策課 39,494〕 償還金, 利子及び割引料 39,494 過年度国, 都支出金等還付 金 〔子ども政策課 119,892〕 償還金, 利子及び割引料 119,892 過年度国, 都支出金等還付 金 〔環境政策課 391〕 償還金, 利子及び割引料 391 過年度国, 都支出金等還付 金	
計	10,520,397	368,096	10,888,493	6,319											361,777					

(項) 2. 徴税費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					一般財源	節		説明
				特定		財源				区分	金額	
				国	都	地	方	債				
2. 賦課徴収費	千円 128,929	千円 14,678	千円 143,607	千円 4,678	千円 4,678	千円 4,678	千円 10,000	千円 10,000				千円
										11. 役務費 44		1. 一般事務費 14,678
										3. 手数料 44		〔課税課 339〕
										12. 委託料 4,610		委託料 315
										13. 使用料及び 貸借料 24		窓口混雑状況等確認システ ム設置委託

計	251,737	5,520	257,257	4,319	1,201			
---	---------	-------	---------	-------	-------	--	--	--

(款) 3. 民生費
(項) 1. 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				国支出金	都支出金	地方債	その他の		区分	金額	
1. 社会福祉 総務費	千円 1,835,539	千円 17,772	千円 1,853,311	千円 678	千円 339	千円	千円 17,094	7. 報償費 △25	千円 405	2. 一般事務費 339 〔福祉政策課〕 委託料 315 窓口混雑状況等確認システ ム設置委託 24 使用料及び賃借料 24 窓口混雑状況等確認サイト 使用料	
							65			32. 青少年自立支援事業 65 〔子ども政策課〕 報償費 △25 自立支援研修等講師謝礼 90 委託料 オンライン青少年自立支援 講座運営委託	
				339			17,029			35. 国民健康保険特別会計繰出 17,368 〔財政課〕 繰出金 17,368 国民健康保険特別会計繰出 金	
6. 社会福祉 施設費	124,723	5,236	129,959	5,236	5,236			17. 備品購入費	5,236	1. 地域・地区センター費 5,236 〔地域活性化課〕 備品購入費 5,236 事務用備品	

(款) 3. 民生費 (項) 1. 社会福祉費

4. 保育園費	869,200	4,000	873,200								認証保育所運営費補助金 13,728 保育所等における児童の安 全対策強化事業補助金 23,422
											3. 保育園維持管理費 4,000 [児童育成課] 需用費 2,441 消耗品費 (2,441) 管理用消耗品 1,000 保健用消耗品 1,441 委託料 350 天井扇風機設置委託 備品購入費 1,209 管理用備品
5. 学童保育費	341,595	8,804	350,399					5,554			
											2. 学童保育所維持管理費 1,875 [児童育成課] 需用費 1,875 消耗品費 (1,875) 管理用消耗品
											3. 放課後クラブ 1,125 [児童育成課] 需用費 1,125 消耗品費 (1,125) 管理用消耗品
											4. こどもクラブ 250 [児童育成課] 負担金, 補助及び交付金 250 こどもクラブ運営費負担金
											5. 新設学童クラブ整備事業 5,554 [児童育成課]

(款) 3. 民生費 (項) 2. 児童福祉費

(款) 3. 民生費 (項) 2. 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明
				特定		財源			区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他	一般財源			
5.				千円	千円	千円	千円	千円		千円	備品購入費 管理用備品 5,554
6. 児童館費	205,216	1,000	206,216		1,000				10. 需用費	1,000	1. 児童館関係費 [児童育成課] 需用費 1,000
					1,000				1. 消耗品費	1,000	消耗品費 管理用消耗品 (1,000)
計	7,954,221	57,616	8,011,837	21,717	24,705					11,194	

(款) 4. 衛生費

(項) 1. 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明
				特定		財源			区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他	一般財源			
2. 予防費	340,300	15,288	355,588						10. 需用費	64	1. 予防接種 [健康推進課] 需用費 64
									4. 印刷製本費	15,224	印刷製本費 問診票 委託料 15,224
									12. 委託料	9,142	ワクチン供給委託 9,142
計	907,603	15,288	922,891							15,288	個別予防接種委託 6,082

(項) 2. 清掃費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明
				特定		財源			区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他	一般財源			
1. 清掃総務費	62,551	50,000	112,551							50,000	

										50,000	24. 積立金	50,000	3. 清掃施設整備基金費 〔財政課〕 積立金	50,000
													50,000	50,000
計	1,196,027									50,000			清掃施設整備基金積立金	

(款) 8. 土木費

(項) 3. 河川費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳						節 区分	金額	説明
				源								
				特 国支出金	定 都支出金	財 地方債	源 その他	一 般財源				
1. 河川総務費	10,098	45,123	55,221		5,000			40,123		45,123	3. 多摩川河川敷環境保全事業 〔環境政策課〕 工事請負費 多摩川土手の天端環境性能 舗装等工事	
計	10,098	45,123	55,221		5,000			40,123				

(項) 4. 都市計画費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳						節 区分	金額	説明
				源								
				特 国支出金	定 都支出金	財 地方債	源 その他	一 般財源				
1. 都市計画 総務費	295,050	50,000	345,050					50,000		50,000	10. 都市計画事業基金費 〔財政課〕 積立金	
計	1,185,544	50,000	1,235,544					50,000			都市計画事業基金積立金	

																				消耗品費 感染症対策用消耗品 備品購入費 感染症対策用備品	(4,103) 21,004
計	1,198,462	25,107	1,223,569	17,185	7,922																

(項) 3. 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳						節		説明
				特定			一般財源			区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他	一般財源				
4. 学校保健衛生費	千円 17,624	千円 13,873	千円 31,497	千円 8,401	千円 5,472	千円 5,472	千円	千円	10. 需用費	千円 2,735	千円 13,873	1. 学校保健衛生費
									1. 消耗品費	千円 2,735		[学校教育課]
									17. 備品購入費	千円 11,138		需用費
												消耗品費
												感染症対策用消耗品
												備品購入費
												感染症対策用備品
計	861,684	13,873	875,557	8,401	5,472							

(項) 4. 幼児教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳						節		説明
				特定			一般財源			区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他	一般財源				
1. 幼児教育振興費	千円 488,465	千円 2,927	千円 491,392	千円 2,927	千円 2,927	千円	千円	千円	18. 負担金, 補助及び交付金	千円 2,927	千円 2,927	1. 私立幼稚園協会等補助
									交付金			[児童育成課]
												負担金, 補助及び交付金
												私立幼稚園協会等補助金
計	488,465	2,927	491,392		2,927							

給 与 費 明 細 書

1 特別職

区 分	職 員 数 (人)	給				与				共 済 費 合 (千円)	計 備 (千円)	考
		報 酬 (千円)	料 給 (千円)	年 間 支 給 率 (月分) 期 末 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	そ の 他 の 手 当 (千円)	計	費			
補 長 等	3		28,716	(4.65) 13,354				42,070		6,929	48,999	
議 員	21	120,153		(4.40) 53,404				173,557		44,211	217,768	
そ の 他 の 特 別 職	1,540	82,469						82,469			82,469	
後 計	1,564	202,622	28,716	66,758				298,096		51,140	349,236	
補 長 等	3		28,716	(4.65) 13,354				42,070		6,929	48,999	
議 員	22	124,416		(4.40) 54,744				179,160		44,211	223,371	
そ の 他 の 特 別 職	1,540	82,469						82,469			82,469	
前 計	1,565	206,885	28,716	68,098				303,699		51,140	354,839	
比 較	0		0	0				0		0	0	
議 員	△1	△4,263		△1,340				△5,603		0	△5,603	
そ の 他 の 特 別 職	0	0						0			0	
較 計	△1	△4,263	0	△1,340				△5,603		0	△5,603	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書(補正)

事 項	限 度 額	平成31年度末までの支出(見込)額		令和3年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳					
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源	一 般 財 源				
和 泉 児 童 館 指 定 管 理 業 務	千円 377,000	令和3年度から	千円	令和7年度まで	千円 377,000	国都支出金	地方債	そ の 他	千円	千円	千円
						143,000		43,500			190,500

地方債の前前年度末並びに前年度末における現在の高及び
当該年度末の見込みに関する調書（補正）

区分	前前年度末現在高 千円	前年度末現在高 千円	当該年度中増減見込み		当該年度末現在高見込額 千円
			当該年度中起債見込額 千円	当該年度中元金償還見込額 千円	
1. 普通債	8,408,917	8,423,760	1,009,700	680,807	8,752,653
(1) 総務債	704,027	648,910		55,433	593,477
(2) 民生債	1,416,091	1,987,748	72,800	73,962	1,986,586
(3) 衛生債	460,972	455,038		5,961	449,077
(4) 土木債	1,988,226	1,851,879	162,500	187,977	1,826,402
(5) 消防債	284,500	287,769		24,293	263,476
(6) 教育債	3,555,101	3,192,416	774,400	333,181	3,633,635
2. 減税補てん債	382,248	292,236		79,066	213,170
3. 臨時財政対策債	10,711,668	10,625,177	700,000	819,887	10,505,290
合計	19,502,833	19,341,173	1,709,700	1,579,760	19,471,113

※当該年度中起債見込額には、前年度からの繰越事業に伴う起債見込額（未収入特定財源）を含む。

議案第 40 号

令和 2 年度狛江市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 2 年 8 月 31 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

国民健康保険特別会計予算を補正する必要があるため。

議案第40号別紙

令和2年度

狛江市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

令和2年度狛江市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和2年度狛江市の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ58,609千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,847,479千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年8月31日提出

狛江市長
松原俊雄

第一表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額(千円)	補正額(千円)	計
3. 都 支 出 金		5,231,023	4,295	5,235,318
	1. 都 補 助 金	5,231,022	4,295	5,235,317
4. 繰 入 金		820,057	17,368	837,425
	1. 繰 入 金	820,057	17,368	837,425
5. 繰 越 金		1	36,946	36,947
	1. 繰 越 金	1	36,946	36,947
歳 入	合 計	7,788,870	58,609	7,847,479

歳 出

款	項	補正前の額(千円)	補正額(千円)	計
1. 総 務 費		46,510	4,681	51,191
	1. 総 務 管 理 費	20,489	339	20,828
2. 徴 税 費		26,021	4,342	30,363
	1. 償 還 金 及 び 還 付 金	14,201	53,928	68,129
歳 出	合 計	7,788,870	58,609	7,847,479

狛江市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
3. 都支出金	千円 5,231,023	千円 4,295	千円 5,235,318
4. 繰入金	820,057	17,368	837,425
5. 繰越金	1	36,946	36,947
歳入合計	7,788,870	58,609	7,847,479

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定		その他		
				国支金	都支金	地方債	その他	一般財源
1. 総務費	千円 46,510	千円 4,681	千円 51,191	千円 0	千円 4,295	千円 0	千円 0	千円 386
6. 諸支金	14,201	53,928	68,129	0	0	0	0	53,928
歳出合計	7,788,870	58,609	7,847,479	0	4,295	0	0	54,314

2. 歳入

(款) 3. 都支出金

(項) 1. 都補助金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説 明
				区 分	金 額 千円	
2. 保険給付費等 交付金	5,100,211	4,295	5,104,506	2. 特別交付金	4,295	3. 都繰入金(2号分) 千円
計	5,231,022	4,295	5,235,317			

(款) 4. 繰入金

(項) 1. 繰入金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説 明
				区 分	金 額 千円	
1. 一般会計繰入金	820,057	17,368	837,425	5. その他一般会計 繰入金	17,368	1. その他一般会計繰入金 千円
計	820,057	17,368	837,425			

(款) 5. 繰越金

(項) 1. 繰越金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説 明
				区 分	金 額 千円	
1. 繰越金	1	36,946	36,947	1. 繰越金	36,946	1. 前年度繰越金 千円
計	1	36,946	36,947			

(款) 5. 繰越金

3. 歳出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳					明	
				財源						
				国支出金 千円	都支出金 千円	地方債 千円	その他の 千円	一般財源 千円		
1. 一般管理費	18,541	339	18,880					339	339	1. 一般事務費 [保険年金課] 委託料 窓口混雑状況等確認システ ム設置委託 使用料及び賃借料 窓口混雑状況等確認サイト 使用料
計	20,489	339	20,828					339		

(項) 2. 徴税費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳					明	
				財源						
				国支出金 千円	都支出金 千円	地方債 千円	その他の 千円	一般財源 千円		
1. 賦課徴収費	26,021	4,342	30,363		4,295			47	47	1. 賦課徴収事務費 [納税課] 役務費 手数料 Web口座振替受付サービ ス処理手数料 委託料 Web口座振替受付サービ ス導入委託 税総合システム改修委託
計	26,021	4,342	30,363		4,295			47		4,295 47 3,525 770

(款) 6. 諸支出金
(項) 1. 償還金及び還付金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳					節		説明
				財源					区分	金額 千円	
				特 国支出金 千円	都支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	一般財源 千円			
1. 一般被保険者償還金及び還付金	14,000	53,868	67,868					53,868	22. 償還金, 利子及び割引料	53,868	1. 一般被保険者償還金及び還付金 [保険年金課] 償還金, 利子及び割引料 53,868 過年度還付金及び還付加算金
3. 特定健診・特定保健指導償還金及び還付金	0	60	60					60	22. 償還金, 利子及び割引料	60	1. 特定健診・特定保健指導償還金及び還付金 [保険年金課] 償還金, 利子及び割引料 過年度還付金及び還付加算金
計	14,201	53,928	68,129					53,928			

議案第 41 号

令和 2 年度狛江市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 2 年 8 月 31 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

後期高齢者医療特別会計予算を補正する必要が生じたため。

議案第41号別紙

令和2年度

狛江市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

令和２年度狛江市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

令和２年度狛江市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ４，１９７千円を追加し，歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２，０９５，０２２千円とする。
- ２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は，「第一表 歳入歳出予算補正」による。

令和２年８月３１日提出

狛江市長
松原俊雄

第一表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額(千円)	補正額(千円)	計
4. 繰越金		1	2,791	2,792
	1. 繰越金	1	2,791	2,792
5. 諸収入		65,450	1,406	66,856
	5. 雑入	1	1,406	1,407
歳入	合 計	2,090,825	4,197	2,095,022

歳 出

款	項	補正前の額(千円)	補正額(千円)	計
2. 広域連合納付金		1,969,002	△17,723	1,951,279
	1. 広域連合納付金	1,969,002	△17,723	1,951,279
4. 諸支出金		1,385	21,920	23,305
	1. 償還金及び選付加算金	1,384	2,906	4,290
	2. 繰出金	1	19,014	19,015
歳出	合 計	2,090,825	4,197	2,095,022

狛江市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
4. 繰越金	1	2,791	2,792
5. 諸収入	65,450	1,406	66,856
歳入合計	2,090,825	4,197	2,095,022

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定		その他		
				国支金	都支金	地方債	その他	一般財源
2. 広域連合納付金	1,969,002	△17,723	1,951,279	0	0	0	0	△17,723
4. 諸支出金	1,385	21,920	23,305	0	0	0	0	21,920
歳出合計	2,090,825	4,197	2,095,022	0	0	0	0	4,197

2. 歳入

(款) 4. 繰越金

(項) 1. 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節		説
				区分	金額	
1. 繰越金	千円 1	千円 2,791	千円 2,792	1. 繰越金	千円 2,791	1. 前年度繰越金
計	1	2,791	2,792			

(款) 5. 諸収入

(項) 5. 雑入

目	補正前の額	補正額	計	節		説
				区分	金額	
1. 雑入	千円 1	千円 1,406	千円 1,407	1. 雑入	千円 1,406	1. 雑入
計	1	1,406	1,407			

(款) 5. 諸収入

3. 歳出

(款) 2. 広域連合納付金

(項) 1. 広域連合納付金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳					節		説明
				財源					区分	金額 千円	
				国支出金 千円	都支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	一般財源 千円			
1. 広域連合 分賦金	1,969,002	△17,723	1,951,279					△17,723			1. 広域連合負担金 △17,723 [保険年金課]
計	1,969,002	△17,723	1,951,279					△17,723			負担金, 補助及び交付金 △17,723 療養給付費負担金

(款) 4. 諸支出金

(項) 1. 償還金及び還付加算金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳					節		説明
				財源					区分	金額 千円	
				国支出金 千円	都支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	一般財源 千円			
1. 保険料 還付金	1,374	1,506	2,880					1,506			1. 保険料還付金 1,506 [保険年金課]
3. その他 還付金	0	1,400	1,400								償還金, 利子及び引割料 1,506 保険料還付金
計	1,384	2,906	4,290					2,906			1. その他還付金 1,400 [保険年金課] 償還金, 利子及び引割料 1,400 葬祭費受託事業収入過年度 還付金

(項) 2. 繰出金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳						節		説明	
				特			財源			区分	金額 千円		
				国 支 出 金 千円	都 支 出 金 千円	地 方 債 千円	其 他 千円	一般財源 千円					
1. 一般会計繰出金	1	19,014	19,015						19,014			19,014	1. 一般会計繰出金 〔保険年金課〕 繰出金 一般会計繰出金
計	1	19,014	19,015						19,014				

議案第 42 号

令和 2 年度狛江市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 2 年 8 月 31 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

介護保険特別会計予算を補正する必要があるため。

議案第42号別紙

令和2年度

狛江市介護保険特別会計補正予算(第1号)

令和２年度狛江市介護保険特別会計補正予算（第１号）

令和２年度狛江市の介護保険特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１４５，３０６千円を追加し，歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６，９８２，４６２千円とする。
- ２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は，「第一表 歳入歳出予算補正」による。

令和２年８月３１日 提出

狛江市長
松原俊雄

第一表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額(千円)	補正額(千円)	計
4. 支払基金交付金		1,788,539	6,803	1,795,342
	1. 支払基金交付金	1,788,539	6,803	1,795,342
9. 繰越金		1	138,503	138,504
	1. 繰越金	1	138,503	138,504
歳入	合計	6,837,156	145,306	6,982,462

歳出

款	項	補正前の額(千円)	補正額(千円)	計
5. 基金積立金		99	86,337	86,436
	1. 基金積立金	99	86,337	86,436
7. 繰出金		1	479	480
	1. 繰出金	1	479	480
8. 諸支出名		2,002	58,490	60,492
	1. 償還金及び選付加算金	2,001	58,490	60,491
歳出	合計	6,837,156	145,306	6,982,462

狛江市介護保険特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
4. 支払基金交付金	千円 1,788,539	千円 6,803	千円 1,795,342
9. 繰越金	1	138,503	138,504
歳入合計	6,837,156	145,306	6,982,462

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定		源		
				国支金	都支金	地方債	その他	一般財源
5. 基金積立金	千円 99	千円 86,337	千円 86,436	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 86,337
7. 繰出金	1	479	480	0	0	0	0	479
8. 諸支出金	2,002	58,490	60,492	0	0	0	0	58,490
歳出合計	6,837,156	145,306	6,982,462	0	0	0	0	145,306

2. 歳入

(款) 4. 支払基金交付金

(項) 1. 支払基金交付金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1. 介護給付費交付金	千円 1,731,666	千円 6,803	千円 1,738,469	1. 介護給付費交付金	千円 6,803	1. 介護給付費交付金	千円
計	1,788,539	6,803	1,795,342				

(款) 9. 繰越金

(項) 1. 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1. 繰越金	千円 1	千円 138,503	千円 138,504	1. 繰越金	千円 138,503	1. 前年度繰越金	千円
計	1	138,503	138,504				

(款) 9. 繰越金

3. 歳出

(款) 5. 基金積立金

(項) 1. 基金積立金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳						節 区分	金額 千円	説明
				特定財源								
				国支出金 千円	都支出金 千円	地方債 千円	その他の 千円	一般財源 千円				
1. 介護保険給付費準備基金積立金	99	86,337	86,436						86,337	24. 積立金	86,337	1. 介護保険給付費準備基金積立金 [高齢障がい課] 積立金 介護保険給付費準備基金積立金
計	99	86,337	86,436						86,337			

(款) 7. 繰出金

(項) 1. 繰出金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳						節 区分	金額 千円	説明
				特定財源								
				国支出金 千円	都支出金 千円	地方債 千円	その他の 千円	一般財源 千円				
1. 他会計繰出金	1	479	480						479	27. 繰出金	479	1. 他会計繰出金 [高齢障がい課] 繰出金 他会計繰出金
計	1	479	480						479			

(款) 8. 諸支出金

(項) 1. 償還金及び選付加算金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳						節 区分	金額 千円	説明
				特定財源								
				国支出金 千円	都支出金 千円	地方債 千円	その他の 千円	一般財源 千円				
2. 償還金	1	58,490	58,491						58,490			

議案第 43 号

狛江市一般職の任期付職員の採用等に関する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 8 月 31 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市一般職の任期付職員の採用等に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項及び第 2 項、第 4 条、第 5 条、第 6 条第 2 項並びに第 7 条第 1 項及び第 2 項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第 5 項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(職員の任期を定めた採用)

第 3 条 任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであって、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

(1) 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を確保することが一定の期間困難である場合

(2) 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

(3) 当該専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を確保することが一定の期間困難である場合

- (4) 当該業務が公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とするものであることにより、当該業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

第4条 任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を試験又は選考により任期を定めて採用することができる。

- (1) 一定の期間内に終了することが見込まれる業務
(2) 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務

2 任命権者は、法により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を試験又は選考により任期を定めて採用することができる。

(短時間勤務職員の任期を定めた採用)

第5条 任命権者は、短時間勤務職員を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を試験又は選考により任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、住民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは繁忙時における提供体制を充実し、又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、短時間勤務職員を試験又は選考により任期を定めて採用することができる。

3 任命権者は、前2項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するために適当であると認める場合には、短時間勤務職員を試験又は選考により任期を定めて採用することができる。

- (1) 狛江市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成13年条例第4号）第18条第1項の規定による介護休暇又は同条例第18条の2第1項の規定による介護部分休業の承認
(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定による部分休業の承認

(任期の特例)

第6条 法第6条第2項に規定する条例で定める場合は、第4条第1項第1号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延期された場合その他やむを得ない事情により同条又は前条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期を延長することが必要な場合であつて、第4条又は前条の規定により任期を定めて採用した趣旨に反しないときとする。

(任期の更新)

第7条 任命権者は、第3条から第5条までの規定により任期を定めて採用された職員の任期を更新する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

(給与に関する特例)

第8条 第3条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
	円
1	371,000
2	418,100
3	467,900
4	533,500
5	608,100
6	691,900
7	778,000

2 特定任期付職員に適用する前項の給料表の号給は、その者の専門的な知識経験又は識見の程度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な程度に応じて決定するものとし、その決定の基準となるべき標準的な場合は、次に定めるとおりとする。

- (1) 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する職務に従事する場合 1号給
- (2) 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する困難な職務に従事する場合 2号給
- (3) 著しく高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する困難な職務に従事する場合 3号給
- (4) 著しく高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難な職務に従事する場合 4号給
- (5) 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して従事する極めて困難な職務に従事する場合 5号給
- (6) 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して従事する極めて困難で重要な職務に従事する場合 6号給
- (7) 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して従事する極めて困難で特に重要な職務に従事する場合 7号給

3 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則に定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。

4 第2項の規定による号給の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。

(任期付職員の給料)

第9条 第3条第2項及び第4条の規定により任期を定めて採用された職員の給料月額は、狛江市職員の給料等に関する条例（昭和26年条例第2号。以下「給与条例」という。）別表第1備考3に掲げる額とする。

2 第5条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員の給料月額は、その者に適用される前項に規定する給料月額に、狛江市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(給与条例の適用除外等)

第10条 給与条例第3条、第4条、第7条、第8条、第8条の5、第13条から第14条の4まで並びに第17条及び第18条の4の規定は、特定任期付職員には、適用しない。

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条及び第18条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「扶養手当、通勤手当、地域手当、住居手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当」とあるのは「通勤手当、地域手当、特殊勤務手当、期末手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第18条第2項中「100分の130.0」とあるのは「100分の175.0」とする。

3 給与条例第4条第4項から第8項までの規定は、第3条第2項、第4条又は第5条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員には、適用しない。

4 給与条例第7条、第8条及び第8条の5の規定は、第5条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員には、適用しない。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行に際し試験、選考等の準備行為については、この条例の施行日前においても行うことができる。

(狛江市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

3 狛江市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成13年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「前3項」を「前4項」に、「前2項」を「前3項」に改め、

同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、1週間について31時間までの範囲内で、任命権者が定める。

（狛江市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

4 狛江市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

（3） 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員

提案理由

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律及び地方公務員法の規定により、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるため。

議案第 44 号

狛江市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 8 月 31 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

狛江市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和37年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「行路病人及び行路病死者取扱作業」を「行旅病人及び行旅死亡人処置業務」に改め、同条に次の 1 号を加える。

（4） 河川等の応急作業に従事する職員の特殊勤務手当

第 5 条の見出し中「行路病人及び行路病死者取扱作業」を「行旅病人及び行旅死亡人処置業務」に改め、同条第 1 項中「行路病人及び行路病死者取扱作業」を「行旅病人及び行旅死亡人処置業務」に、「行路病人の救護又は行路病死者の取扱い」を「行旅病人の救護又は行旅死亡人の処置の業務」に改める。

第 6 条を第 7 条とし、第 5 条の次に次の 1 条を加える。

（河川等の応急作業に従事する職員の特殊勤務手当）

第 6 条 河川等の応急作業に従事する職員の特殊勤務手当は、異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある河川等における応急作業に従事した職員に対して支給する。

2 前項に規定する手当の額は、1 日につき 1,080 円とする。ただし、作業が日没時から日出時までの間において行われた場合は、1,620 円とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の狛江市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和 2 年 8 月 1 日から適用する。

提案理由

河川等の応急作業に従事する職員の特殊勤務手当について定めることに伴い、所要の改正を行うため。

議案第 45 号

狛江市都市計画事業基金条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 8 月 31 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市都市計画事業基金条例

(設置)

第 1 条 都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づいて行う都市計画事業又は土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づいて行う土地区画整理事業の資金に充てるため、狛江市都市計画事業基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、毎年度予算で定める。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用収益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、狛江市一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第 5 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 基金は、第 1 条に規定する目的以外には処分することができない。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

都市計画法に基づいて行う都市計画事業又は土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業の資金に充てるため。

議案第 46 号

狛江市税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 8 月 31 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市税条例の一部を改正する条例

(狛江市税条例の一部改正)

第 1 条 狛江市税条例（平成 3 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 24 条第 1 項第 2 号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第 34 条の 2 中「第 12 項」を「第 11 項」に，「寡婦（寡夫）控除額」を「寡婦控除額，ひとり親控除額」に，「第 7 項」を「第 6 項」に改める。

第 36 条の 2 第 1 項ただし書中「第 314 条の 2 第 5 項」を「第 314 条の 2 第 4 項」に改める。

第 94 条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし，1 本当たりの重量が 0.7 グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については，当該葉巻たばこの 1 本をもって紙巻たばこの 0.7 本に換算するものとする。

第 94 条第 4 項中「左欄に掲げる製造たばこ」の次に「（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）」を加える。

付則第 3 条の 2 第 1 項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に，「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。））」に，「この条において同じ」を「この項において同じ」に改め，「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り，「当該特例基準割合適用年」を「その年」に，「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め，同条第 2 項中「特例基準割合適用年中」を「各年の平均貸付割合に年 0.5 パーセントの割合を加算した割合が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には，その年中」に，「当該特例基準割合適用年」を「その年」に，「特例基準割合と」を「当該加算した割合と」に改める。

付則第 4 条第 1 項中「特例基準割合」を「加算した割合」に改める。

付則第 10 条中「第 61 条又は第 62 条」を「第 63 条又は第 64 条」に，「第 61 条若しくは第 62 条」を「第 63 条若しくは第 64 条」に改める。

付則第 10 条の 2 第 19 項中「附則第 62 条」を「附則第 64 条」に改める。

付則第 17 条第 1 項中「第 35 条の 2 第 1 項」の次に「，第 35 条の 3 第 1 項」を加える。

付則第17条の2第3項中「第35条の2」を「第35条の3」に改める。

付則に次の2条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第25条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第26条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における付則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

第2条 狛江市税条例の一部を次のように改正する。

第19条中「第321条の8第22項及び第23項の申告書に」を「第321条の8第34項及び第35項の申告書に」に、「においては」を「には」に改め、同条第4号中「によって」を「により」に改め、同条第5号中「第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同条第6号中「第321条の8第22項及び第23項」を「第321条の8第34項及び第35項」に改める。

第20条中「及び第4項」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第23条第3項中「規定する収益事業」の次に「（以下この項及び第31条第2項の表第1号において「収益事業」という。）」を加え、「第31条第2項の表第1号」を「同号」に、「第48条第10項から第12項まで」を「第48条第9項から第16項まで」に改める。

第31条第2項の表第1号ホ中「第292条第1項第4号の5」を「第292条第1項第4号の2」に、「市町村」を「市」に改め、同条第3項中「同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号」を「若しくは同項第2号の期間又は同項第3号」に改める。

第48条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第9項、第10項及び第12項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項」を「第66条の7第4項及び第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36

項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の9の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」を「第321条の8第52項」に、「同条第42項」を「同条第52項」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項」を「第9項」に、「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第61項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第16項とする。

第50条第2項中「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、同条第3項中「第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「（同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）」を削り、同条第4項中「第4項又は第19項」を「又は第31項」に改める。

第52条第4項から第6項までを削る。

第94条第2項ただし書中「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.7本」を「1本」に改める。

付則第3条の2第2項中「及び第4項」を削る。

付 則
(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中狛江市税条例第24条第1項第2号、第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の改正規定並びに同条例付則第3条の2、第4条第1項、第10条、第10条の2、第17条及び第17条の2の改正規定並びに付則に2条を加える改正規定並びに次条並びに付則第3条第2項及び第3項の規定 令和3年1月1日
- (2) 第2条中狛江市税条例第94条第2項ただし書の改正規定及び付則第6条の規定 令和3年10月1日
- (3) 第2条（前号に掲げる改正規定を除く。）の規定 令和4年4月1日
（延滞金に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の狛江市税条例（以下「新条例」という。）付則第3条の2の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成31年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第24条第1項（第2号に係る部分に限る。）、第34条の2及び第36条の2第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 令和3年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。）第292条第1項第11号に規定する寡婦（旧法第314条の2第3項の規定に該当するものに限る。）又は旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である第23条第1項第1号に掲げる者に係るものを除く。）」とする。

第4条 付則第1条第3号に掲げる規定による改正後の狛江市税条例の規定中法人の市民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「3号施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和40年法律第34号。以下この項及び次項において「4年旧法人税法」という。）第2条第12号の7に規定する連結子法人（次項において「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。）が3号施行日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の市民税について適用する。

2 3号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が3号施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の市民税及び3号施行日前に開始した連結事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が3号施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第5条 付則第1条本文に規定する施行の日前に課した，又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については，なお従前の例による。

第6条 付則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した，又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については，なお従前の例による。

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）及び地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）の施行に伴い，所要の改正を行うため。

議案第 47 号

狛江市都市計画税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 8 月 31 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市都市計画税条例の一部を改正する条例

狛江市都市計画税条例（平成 3 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。
付則第 17 項中「第 61 条」を「第 63 条」に改める。

付 則

この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 26 号）の施行に伴い、所要の改正を行うため。

議案第 48 号

狛江市立児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 8 月 31 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市立児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

狛江市立児童館の設置及び管理に関する条例（昭和48年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表狛江市立和泉児童館の項位置の欄中「狛江市中和泉三丁目12番6号」の次に「及び狛江市元和泉一丁目23番3号」を加える。

付 則

- 1 この条例は，令和3年4月1日から施行する。
- 2 元和泉一丁目における小学生クラブの開所に係る準備その他この条例の施行に際し必要な準備行為は，この条例の施行日前においても行うことができる。

提案理由

令和3年度より新たに小学生クラブを開所することに伴い，所要の改正を行うため。

同意第 14 号

狛江市名誉市民の決定につき同意を求めることについて

下記の者を，狛江市名誉市民に決定したいので議会の同意を求める。

記

住 所	東京都狛江市和泉本町一丁目 [REDACTED]
氏名・年齢	木村 大作 ・ 81歳

令和2年8月31日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

狛江市名誉市民条例（令和元年条例第30号）第3条の規定により，議会の同意を求めるため。

同意第 15 号

狛江市名誉市民の決定につき同意を求めることについて

下記の者を，狛江市名誉市民に決定したいので議会の同意を求める。

記

住 所	東京都狛江市東野川二丁目 [REDACTED]
氏名・年齢	小池 邦夫 ・ 79歳

令和2年8月31日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

狛江市名誉市民条例（令和元年条例第30号）第3条の規定により，議会の同意を求めるため。

同意第 16 号

狛江市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者を，教育委員会委員に任命したいので議会の同意を求める。

記

住 所	神奈川県海老名市国分寺台三丁目 [REDACTED]
氏名・年齢	熊谷 勝仁 ・ 71歳

令和2年8月31日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により，議会の同意を求める。

認定第 1 号

平成31年度狛江市一般会計決算の認定について

上記の議案を別冊のとおり提出する。

令和 2 年 8 月 31 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定による。

認定第 2 号

平成31年度狛江市国民健康保険特別会計決算の認定について

上記の議案を別冊のとおり提出する。

令和 2 年 8 月 31 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定による。

認定第 3 号

平成31年度狛江市後期高齢者医療特別会計決算の認定について

上記の議案を別冊のとおり提出する。

令和 2 年 8 月 31 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定による。

認定第 4 号

平成31年度狛江市介護保険特別会計決算の認定について

上記の議案を別冊のとおり提出する。

令和 2 年 8 月 31 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定による。

認定第 5 号

平成31年度狛江市公共下水道特別会計決算の認定について

上記の議案を別冊のとおり提出する。

令和 2 年 8 月 31 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定による。

認定第 6 号

平成31年度狛江市駐車場事業特別会計決算の認定について

上記の議案を別冊のとおり提出する。

令和 2 年 8 月 31 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定による。